

ビタミンM NO.49

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年6月号)

<今月のトピックス>

- ・短時間労働者への社会保険(健康保険・厚生年金保険)適用拡大について
- ・固定残業代について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています



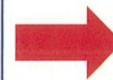
短時間労働者への社会保険(健康保険・厚生年金保険)適用拡大について

平成28年10月1日から、パートタイマーやアルバイト等短時間労働者を対象とする社会保険の取り扱いが変わります
【適用拡大の5つの要件】

1. 同一事業主の適用事業所の厚生年金被保険者が1年で6ヶ月以上、500人を超える事業所に勤務していること
・厚生年金被保険者の総数が500人を超えるか否かの判定は事業所ごとに行いますが、法人の事業所においては、同じ法人番号をもつ全ての適用事業所に使用される被保険者の総数が500人を超える場合に、事業所ごとではなく法人全体として社会保険の適用事業所となります。

(例) A ○○法人 △△病院
法人番号 : 1234567890123
被保険者数: 300人

B ○○法人 □□病院
法人番号 : 1234567890123
被保険者数: 250人



AとBは法人番号が同一であり、厚生年金の被保険者総数が500人を超えるため、AB共に短時間労働者の適用拡大事業所の対象となる。

2. 週の所定労働時間が20時間以上であること
3. 勤務期間が1年以上見込まれること
4. 賃金月額が8.8万円以上であること
・賃金月額とは時間給、日給等を月額換算し、これに各諸手当を合算したものを指します。
ただし、次に掲げる賃金は除外します。
①臨時に支給される賃金及び1ヶ月を超える期間ごとに支給される賃金(結婚手当、賞与等)
②時間外、休日、深夜労働に対して支給される賃金(割増賃金等)
③最低賃金算出の際に算入対象外とされている賃金(精皆勤手当、通勤手当、家族手当)
5. 学生は適用対象外とすること(但し、以下に掲げる学生は被保険者として扱われます)
・卒業見込証明書を有し、卒業前に就職して卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の者
・大学の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制に通う者
・休学中の者



固定残業代について

残業代を毎月定額で支給する方法があると聞きました。内容について教えてください。



例えば、毎月の残業時間を40時間と定め、この残業時間に相当する金額を手当(固定残業代)として、毎月の給与に上乗せして支給するものです。



実際の残業時間に関わらず、残業代が固定して支払われるということですか？
また、これを適用する条件等がありますか？



残業実績が予め定めた残業時間(例えば40時間)を下回った場合であっても、予め定めた固定残業代は支払わなければなりません。逆に残業実績が予め定めた時間を超えている場合、その超過した時間分を残業代として、別途支給する必要があります。



適用される条件として、少なくとも下記の条件を満たす必要があると考えられます。

1. 固定残業代が、基本給等の賃金と明確に区分されていること。
2. 固定残業代が何時間分の残業手当に相当するか明確に定められていること。
3. 実際の残業時間が上記2で定めた時間を超えた場合は、別途割増賃金を支払うこと。
4. 上記1～3の項目が就業規則や契約書などに明記されていること。

これらの項目を満たしていない場合、実質的に固定残業代として認められないケースもあり、その場合は別途、残業代を支給する必要があります。適用する場合には注意が必要です。



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営
〒561-8510
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル
発行責任者: 社会保険労務士 岩田健
執筆担当者: 社会保険労務士 児島和成

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.5.16
NK-GROUP

イラスト協力: WANPUG